

# フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯 参考資料 4

|       | フランス  | ノルウェー  |
|-------|---|--|
| 2000年 | 12月) フランス産牛肉等の輸入禁止  |  |
| 2011年 | 12月) 厚労省から輸入牛肉等の輸入条件について以下の諮問<br>(1) ア 輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク<br>イ SRMの範囲を変更した場合のリスク<br>(2) 上記(1)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに規制閾値<br>(ア) を引き上げた場合のリスク |  |
| 2012年 | 10月) (1) に関してのみ評価結果を厚労省に答申  | 5月) 非発生国に対する自ら評価を取りまとめ   |
| 2013年 | 2月) 食安委の評価結果を踏まえ、厚労省は30か月齢以下の牛に<br>由来するものに限ってフランス産牛肉等を輸入再開  |  |
| 2015年 |   | 1月) ノルウェー産牛肉等の輸入禁止<br>2月) 厚労省から輸入牛肉等の輸入条件について以下の諮問<br>※内容はフランスと同じ<br>4月) フランスと同様、30か月齢への変更・SRMの範囲に関してのみ<br>評価結果を答申 |
| 2016年 |   | 2月) 食安委の評価結果を踏まえ、厚労省は30か月齢以下の牛に<br>由来するものに限ってノルウェー産牛肉等を輸入再開  |
| 2017年 | 4月) 国内措置の見直しを踏まえ、フランス及びノルウェーを含む14か国について(2)の評価を進めるよう厚労省から改めて依頼<br>5月) 食安委から厚労省に評価に必要な補足資料の提出を依頼  |  |
| 2019年 | { 1月) 米国、カナダ及びアイルランドについて上記(2)と同様の諮問内容に関する評価結果を厚労省に答申<br>5月) 食品安全委員会の評価結果を踏まえ、厚労省は米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入月齢条件を撤廃 }                                 |  |
|       | 5月) 厚労省からフランスに関する補足資料の提出  | 7月) 厚労省からノルウェーに関する補足資料の提出  |